

## 館山市建設工事等業務委託に係る最低制限価格制度試行実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、館山市が発注する調査、測量、設計等の業務委託（以下「建設工事等業務委託」という。）に係る入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定及び館山市財務規則（昭和39年規則第18号）第100条第2項の規定による最低制限価格を試行により設ける場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用対象業務等)

第2条 予定価格が300万円以上の建設工事等業務委託に係る入札においては、最低制限価格を設けるものとする。ただし、当該入札に係る契約の履行に関し、特にその必要がないと認められるときは、最低制限価格を設けないことができるものとする。

### (最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、予定価格算出の基礎となったそれぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額（1円未満切捨て）の合計額（ただし、その額が入札書比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額。以下同じ。）に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額を超える場合にあっては当該乗じて得た額とし、入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該乗じて得た額とする。）から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

2 建設工事等業務委託の性質上、前項の規定により難しいもの及び特に必要があると認められるものについては、前項に規定する算定方法にかかわらず、別表業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、入札書比較価格に同表の上限割合の欄に定める割合を乗じて得た額から入札書比較価格に同表の下限割合の欄に定める割合を乗じて得た額の範囲内で適宜の額から1万円未満を切り捨てた額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

#### (適用)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用する。

### 附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

別 表

| 業務                       | 最低制限価格の基準となる額                                                                                                                                                 | 上限割合        | 下限割合        |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-------------|
| 土木関係の建設<br>コンサルタント<br>業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価に１００分の９０を乗じて得た額</li> <li>・一般管理費等に１００分の５０を乗じて得た額</li> </ul> の合計額               | １００分<br>の８１ | １００分<br>の６０ |
| 建築関係の建設<br>コンサルタント<br>業務 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・特別経費の額</li> <li>・技術料等経費に１００分の６０を乗じて得た額</li> <li>・諸経費に１００分の６０を乗じて得た額</li> </ul> の合計額                 | １００分<br>の８１ | １００分<br>の６０ |
| 測量業務                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接測量費の額</li> <li>・測量調査費の額</li> <li>・諸経費に１００分の５０を乗じて得た額</li> </ul> の合計額                                                | １００分<br>の８２ | １００分<br>の６０ |
| 地質調査業務                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接調査費の額</li> <li>・間接調査費に１００分の９０を乗じて得た額</li> <li>・解析等調査業務費に１００分の８０を乗じて得た額</li> <li>・諸経費に１００分の５０を乗じて得た額</li> </ul> の合計額 | １００分<br>の８５ | ３分の２        |
| 補償関係コンサ<br>ルタント業務        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接人件費の額</li> <li>・直接経費の額</li> <li>・その他原価に１００分の９０を乗じて得た額</li> <li>・一般管理費等に１００分の５０を乗じて得た額</li> </ul> の合計額               | １００分<br>の８１ | １００分<br>の６０ |